

会議の名称	(番号) 1-19	第6回墨田区景観審議会		
開催日時	平成25年 5 月 7 日(火) 10 時 00 分から11 時30 分まで			
開催場所	墨田区役所12階 122会議室			
出席者数	委員8人(欠席1人) 中野恒明 篠崎道彦 渡辺貞承 鈴木俊雄 伊丹和夫 岡本博 岸成行 谷内加寿子			
会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議 題	(1) 景観形成基準に適合しない建築物の取り扱いについて(報告) (2) 墨田区景観条例に基づく事前協議、届出状況について(報告)			
配 付 資 料	資料1 景観形成基準に適合しない建築物の取り扱いについて(報告) 資料2 墨田区景観条例に基づく事前協議、届出状況について(報告)			
会 議 概 要	1 開会 2 議題 (1) 景観形成基準に適合しない建築物の取り扱いについて(報告) (2) 墨田区景観条例に基づく事前協議、届出状況について(報告) 3 閉会			
所 管 課	都市計画部 都市計画課 都市計画・景観担当 電話 03(5608)6266 FAX 03(5608)6409			

第6回 墨田区景観審議会

平成25年5月7日（火）午前10時～

<中野委員>

これより第6回墨田区景観審議会を開催します。本日は事務局からの報告事項がございまして、開催いたしました。はじめに、事務局から委員の出席状況と本日の進行についての説明をお願いします。

<事務局（和田都市計画課長）>

事務局の都市計画課長の和田でございます。本日はよろしくお願いします。

まずは委員の変更がございましたので、ご報告させていただきます。お手元にある委員名簿をご覧ください。行政委員でございますが、この4月に東京都都市づくり政策部緑地景観担当課長が人事異動になりまして、名取課長から谷内課長へ変わりました。

続きまして、委員の出席状況でございます。出席が8名でございます。欠席は加藤副会長でございます。9名中8名が出席でございますので、会議は成立しております。よろしくお願いします。

続きまして、本日は机上に資料を配布してございます。確認をさせていただきたいと思います。まず、委員の名簿でございます。それから、第6回景観審議会次第と書いてあるもの、資料1、別紙1、別紙2、A3のパンフレット、資料2、以上でございます。

続きまして、本日の進行につきましてご説明させていただきます。次第に基づきまして、報告事項が2点ございます。1点目は景観形成基準に適合しない建築物の取扱いについてのご報告でございます。2点目は墨田区景観条例の届出・事前協議の状況

についてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。なお、今回の報告者ですが、開発調整課長の申原と私和田でございます。ご承認をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

<中野委員>

ただいま事務局より報告者の承認を求められましたが、ご一同うなずいていただきましたので、報告者を都市計画課 和田課長及び開発調整課 申原課長とご承認とさせていただきます。

本日は報告事項ですので、事務局から順次説明をしていただき、その後意見交換としますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局よりよろしくお願いいたします。

<事務局（和田都市計画課長）>

それでは、景観形成基準に適合しない建築物の取扱いについてご報告させていただきます。申原開発調整課長、お願いします。

<事務局（申原開発調整課長）>

お手元の資料1をご覧ください。「景観形成基準に適合しない建築物の取扱いについて（報告）」について説明させていただきます。本件につきましては皆様のお手元の参考資料がございましたけれども、こちらをご覧ください。本件は、彩度が4以下でないといけないところを、彩度6で建物全体の外壁を塗装してしまったということで、問題になった物件でございます。平成24年12月27日に開催された第5回墨田区景観審議会におきまして、次の3つの指摘事項がございました。一つ目は、外壁の色彩基準に対して勧告を行うこと、二つ目は勧告処分について区報に掲載すること、三つ目は景観計画に基づく届出や対象となる事業について建築主や事業主及び業者に周知

を行うことでした。続いて事業者に対しての対応ですが、平成25年3月8日に事業者に対して勧告書を渡しております。さらに、今後の塗り替えに関する念書の取り交わしについての協議をしております。それから壁面緑化を事業者へ指導しております。区の事業者への周知行為ですが、平成25年3月11日号の区報に景観条例の周知と勧告処分について掲載しました。平成25年4月25日に東京塗装工業協同組合の第4ブロック（台東区、荒川区、墨田区、葛飾区、足立区、江戸川区）にお知らせの通知とパンフレットを発送しております。報告につきましては以上になります。

<中野委員>

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告事項についてご意見、ご質問はありますか。

<渡辺委員>

事業者に対して勧告書を出して、今後の塗り替えに対する念書の取り交わしについて協議し現在指導中とありますが、事業者はどのような様子でしょうか。

<事務局（串原開発調整課長）>

まだ指導中であり、結論は出ていないのですが、事業主の方も景観条例の内容を知らなかったと言う関係がありますので、今回塗ってしまっているのですが、すぐに塗り替えはできないと言うことで、区の勧告については重く受け止めているとのことですが、壁面の塗装を塗り替えるまでどうしたらいいかということで、現在壁面緑化の内容について協議をしている段階であります。

<篠崎委員>

勧告をした文面とはどのような内容なのでしょう。区報を見ますと、「適合しない

ので勧告しました」とあるのですが、通常勧告とは「違反したのでどうすべきである」というのが勧告だと思うのですが、具体的な文面はどのようなものでしょうか。

<事務局（串原開発調整課長）>

「墨田区景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、下記の措置をとることを勧告します。なお、勧告に従わない場合は、景観法第17条第1項の規定により、変更命令をする場合があります。」という内容でして、適合しないと認められる理由については「本件における塗り替え後の色彩は、墨田区景観計画に定めているアクセント色であり、使用可能面積を超えていることから、勧告するものである。」としています。とるべき措置は、「墨田区景観計画に定めた景観形成基準（色彩）へ適合すること」という形で勧告書を出しています。

<中野委員>

措置がいつまでか明記しているのですか。

<事務局（和田都市計画課長）>

措置の時期については明記しておらず、善後策としまして、色彩を隠すような壁面緑化で対応していく。塗り替えはお金がかかるため、再度捻出するのも大変だと言う気持ちもわかりますので、壁面緑化で対応できないかということと、色彩の変更をいつまでにするかということを書いてほしいと協議しているところでございます。

<中野委員>

問題は今後の塗り替えの念書というのが取り交わせるかと言うことですけどね。

<事務局（串原開発調整課長）>

業者の方はよく内容を把握していなかったと言うことがありますので、塗り替えた

いという気持ちがあるのですが、今すぐにはできないと言うことで、今後塗り替えを確実にやるかどうかについても、お金がないので、壁面緑化でとりあえず対応できないかと言う話はしているところです。

＜中野委員＞

「次回塗り替えのときに適合させます」と一筆書いていただければいいのであれば、時期を明記しないで念書を取り交わせた方がすっきりするのではないのでしょうか。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

会長さんからご指導いただきましたので、その点につきまして今後検討いたします。

＜中野委員＞

では、続いて議案の2にいきます。

＜事務局（串原開発調整課長）＞

お手元の資料2「墨田区景観条例の届出・事前協議の状況について（報告）」をご覧ください。

まず、「1 年間届出件数」ですが、届出及び事前協議は平成21年11月から実施しております。まず建築物については、平成21年度の届出件数は41件、その中で事前協議件数は7件でございました。平成22年度は届出件数が115件、その中で事前協議は20件でございました。平成23年度は届出件数が129件、その中で事前協議は18件でございました。平成24年度は届出件数が142件、その中で事前協議が21件でございました。続いて工作物ですが、対象は届出及び事前協議の対象規模は地盤面からの高さが15m以上のものとなります。平成21年度の件数は1件、平成22年度は4件でございました。平成23年度と24年度につきましては、案件はございませんでした。それから開発行為

ですが、対象規模は届出及び事前協議の対象は、開発面積が500㎡以上となります。平成21年度は0件、平成22年度は6件、平成23年度は7件、平成24年度は2件でございました。

続いて「2 景観アドバイザー年間協議日数」ですが、事前協議物件や学校・橋梁等の公共施設について、事業主と対面協議を行っています。協議日は、原則、1ヶ月に1日以上で、1日につき2～3件の協議を行っています。年間の協議日数ですが、平成21年度は18日、平成22年度は34日、平成23年度は31日、平成24年度は29日となっております。この数値はアドバイザー1人の場合1日、2人の場合は2日という形で算出しております。報告につきましては以上となります。

＜中野委員＞

件数の確認ですが、平成24年度の景観アドバイザーの協議日数と事前協議件数の計算に間違いはないでしょうか。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

大きな物件については、景観アドバイザーと1～2回協議する物件もございます。特に学校関係とか橋梁の塗り替え等についても、1物件につき2回程アドバイザーの方からアドバイスをいただいています。現地を確認していただくこともあります。

＜鈴木委員＞

大横川親水公園のところで、色等のある程度の統一的な見解を出していただけると、地権者にとってやりやすいと思うし、統一感が出てきてタワーに対するひとつの効果が出てくるのかなと。あるいは場所としての意義も出てくるのかなと思うのですけれども、その辺について区としてご指導いた

だけというお考えがあるのでしょうか。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

現在、墨田区では景観計画の中でネガティブチェックと言うことで、派手な色については抑えてくださいと言う基準にしています。各地域で推奨する色は決めたほうが良いという意見を景観アドバイザーからいただいています。墨田区ではなかなか難しいところがあります。景観のまちづくりとして、亀沢の一丁目から四丁目までで「景観の考え方」として今ある景観形成基準＋αのもう少し地域性があるような基準を設けられないかと、3年くらいかけて地域の方と検討会等で話をしています。しかし色について決めるのは、なかなか難しいと言うのがあります。これから地域の方々と運用していく中で推奨できる色が見えてくるとよろしいのかなと言うのがありまして、地域の方々と話を進めていって、関心が高くなって、意見交換ができるようになると少しずつ決めていけるのかなと思っています。ひとつモデル的に亀沢でやっておりますので、これを他の地域にも広げていきたいと区として考えております。

＜中野委員＞

一般的に区は区全体を平等に見ないといけないと言う立場がありますので、ある特定のところだけを特別に見ると言うことが制度上できません。地元の方々がある程度まとまって、景観協定や景観計画に基づく何らかのルールを決めていくという発議が地元からあれば相談に乗れることができ、景観アドバイザー等のような手立てで支援できるか検討できる仕組みになっています。なので、地元からの発議がまず必要でしょう。これが行政の仕組みの第一歩であ

ります。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

亀沢は一丁目から四丁目までの町会と北斎通りまちづくりの会の方々が、景観に対して関心が高いということで、少しずつ進めています。ただ、参加者の人数が広がらないという課題があります。亀沢地区では業務委託のほかに、北斎通りまちづくりの会が条例による認定団体であるので、まちづくり専門家派遣をしています。

＜岸委員＞

区の集合住宅条例と開発指導要綱の中で、中高層紛争予防条例に基づく説明会の前に地域団体への説明を必要としていて、その地域団体として北斎通りまちづくりの会と4町会で説明を受ける協議会をつくっています。この協議会は去年の秋からスタートしていて、約半年で9件程の説明を受けています。その説明の中で、事業者とやり取りをした景観に関する部分を都市計画課へ報告しながら、景観ガイドラインに活かさないかと思っています。具体的に盛り込むに当たっては、行政と住民と事業者が議論できる方向に持っていけないだろうかということで検討しております。うまく景観ガイドラインに反映できればいいのかな。

＜中野委員＞

結論はどういう方向へ持っていくのですか。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

将来的には景観形成重点地区に指定することを目指してやっています。景観形成基準をバージョンアップさせて、細かい規定を入れたらどうかという話もしてきましたが、数値的な規制まではなかなか決められません。配慮すべき事項は多く出てくるの

ですが。これから、地区の皆さんと運用していきながらこのままでいい項目と具体的にする項目等を分ける作業をこの1年間でやらせていただいて、地域の方々が内容について問題がないとなれば、墨田区景観審議会でもご議論いただければと思います。

<中野委員>

地区指定になると、法律に基づくものなので、その地区全員の同意が必要となります。一番楽なのは、〇〇憲章と言った法律に基づかない、地域の人たちが「こうしましょう」と決めたやわらかいルールです。その間に協定のような中間的なものがあります。どれを選択したほうが一番早く、なおかつ効率的か。法律で細かく決めすぎなくても、墨田区の場合はある程度地域性でまとまっていて、あまりガチガチにしない方が、合意形成が得られて上手くいくかも知れません。

<鈴木委員>

区外の人たちは大横川親水公園を知らない人が多く、「こんな良い所があったのか」と驚きます。その場所で、今回赤に塗ってしまうとか通常では考えられないようなことが起こる。まちづくりの一貫として、そういうものに対して、ある一つの考えを持っていく必要があるのではないのでしょうか。

<中野委員>

区民の方々の景観の意識を高めていかなければなりません。気になるのは、消費税増税と東京スカイツリーに関連して、新たに建築される件数が増えてくるのではないかと、行政対応が追いつくのかどうか。地域からの声、行政からの声を理解していただけるようであれば、今回のような勧告は二度とないと思います。

<伊丹委員>

向島1丁目から吾妻橋にかけての源森橋の上に、GTS のプロジェクトでいかがわしい形をしたモニュメントがあります。私有地だったら問題ないと思いますが、その場所はスカイツリーの撮影スポットとして人気のある所。設置の際に審議はされたのでしょうか。建築物や工作物については明確な基準の資料がありますが、景観条例の対象に当てはまらないものは基本方針から逸脱していても自由にできてしまうのですか。今後、そういうものに対してどう網に引っ掛けていくのですか。

<事務局(和田都市計画課長)>

GTS の窓口は観光課が担当しており、GTS は東京藝術大学・台東区・墨田区で、台東区と墨田区に芸術作品を置こうというプロジェクトでやっておりました。街中に芸術作品を置いて回遊してもらおうという主旨で、約3年かけて昨年終了しました。景観計画の中では、街中で景観への影響が大きいものということで、届出制度については一定規模以上の建築物や工作物、一部地域の広告物について規制しています。アートについては、地域の特徴を持っているものを置くべきと考えています。景観計画を作るときには、先生方から景観の考え方を示すべきだとして、それぞれの地域の景観形成基準・方針・特性に基づいて建築物等を建ててもらいたいとしています。現在のところアートは審議の内容に入っておりません。アートについては特に謳っておりませんが、広告物については方針を景観計画の 80 ページに示しています。

<中野委員>

解説しますと、景観条例は狭い範囲のも

のを同一として扱っています。と言うのは、公共空間に立ったときに、目に見えるものは基本的に区民共有の財産であるとする対象とすべきなのですが、民間の敷地、特に建物等財産に関わるものは財産権の関係もあって全てを規制するわけにはいかない。それはある一定のルールの下でコントロールするというのが景観条例であり、法律で制定されています。基本的に景観条例でコントロールする対象は民間のものをベースにして条例ができています。もう一方の公共空間については、今回公共財であるので、区長なり区民が権限を持っているものだとすれば、公共財が勝手なデザインをしているということも、どこかでコントロールしなければいけない。そうすると、私は景観審議会として、行政が変な形で許可をしているのであれば、議論の対象にしてもいいですし、場合によっては区長に対して「あんな変なものを置くな」と意見するようなことをすべきではないかと思います。

＜伊丹委員＞

ちなみに、その源森橋のモニュメントは、作るにあたって区で内容についてコメントしたとか、何か関わったのでしょうか。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

東京藝術大学・台東区・墨田区でやっておりますので、墨田区も了解しているとは思いますが。

＜伊丹委員＞

区民からクレームはきていないですか。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

調査しないとわかりません。今お話できないので、今後調べさせていただいて、ご報告させていただきたいと思います。

＜伊丹委員＞

近隣で話して誰かが代表としてまとまって区に意見を言いに行くことばかりできないと思います。民間だったらいいのですが、区役所が認めて率先してやっているのなら、役所から近隣の町会や区民へ、調整を進んでやるべきなのではないでしょうか。その結果が現在の状況なら、とやかく言うことではないと思いますが。景観については、届出の対象規模に当てはまらないものでも、一步間違えると危険かなというものについては区役所から町会へお伺いを立てるというプロセスはないのでしょうか。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

どういうプロセスを取ったかということについては、調査しないと答えできません。

＜中野委員＞

一般的にはそのようなプロセスはなくて、それが重要なものであれば事前に説明をするというのはよくあります。この場合、事前に説明をする必要がないと思われて設置したと考えられます。それに対して、住民からクレームがあるのであれば、景観審議会の委員もある意味では公人としての命を受けていますので、景観審議会を経由して挙げていくということはあると思います。

＜伊丹委員＞

まさに景観の方針から行くと下町情緒からかけ離れたものがあって、特に危惧しているのは、アートと言うのは民間がやったものに対して区は「だめ」と言えるのですが、区が認めてやってしまったら、アートってすごく嗜好が入るので、一步間違えると、ある5割の人が良いと言って、ある5割の人がNOと言うこともあるかもしれないし、それを近隣の人の合意も得ずに

一方的に設置してしまうのはどうなのだろうと思います。

<中野委員>

それはぜひ景観論争に挙げていただいていいと思います。マスコミを通してなのか、行政に直接なのか、景観というのは極めて難しい問題をはらんでいます。例えば、パリのエッフェル塔は作ったときに約9割以上の人が大反対して、あれは博覧会の期間中の施設だからとして置いてしまっ、いまやパリのシンボルになっています。極端に言えばそういうケースもありますので、皆さんが良くないと言ったものが将来的に良くないものかどうか、そこをきちっと景観論争をして、場合によっては撤去してもらうのもありかなと私は思います。

<事務局（和田都市計画課長）>

GTS を設置した経緯は調べさせていただきます。

<中野委員>

最後は景観審議会が「これはアートとしてはいきすぎているね」と言うことで、勧告を出すことはあり得るかもしれません。

<渡辺委員>

墨田区の景観計画ができて、まだまだ区民に周知されていません。知ってた上でやったのではなく、知らない上でやってしまったと言う区民の方が多い。区は、「こういう景観計画をつくっているのですよ」と、区報等で随時アピールすることが必要だし、区のイベント等に関連して PR することも大切だと思う。とにかく区民の方にこういうことをやっていると知ってもらうことが大変重要であると思います。

<岸委員>

今の議論の部分の中で、伊丹さんがおっ

しゃるように届出あるいは協議の対象からこぼれてしまうものをどう景観審議会に対応するかが大きな問題です。中野先生からお話があったように公共について景観審議会としてどう意見を述べるのかがひとつの審議会の役割だと思います。とにかく公共のものは率先して景観の意識を持って作っていただきたいと思います。鈴木委員がおっしゃっていた大横川親水公園の建物だけではなくて、例えば公園の床面の舗装や橋の色、排水の大きなパイプ等公共の方がやるものは率先して意識してやっていただきたいと思います。

<事務局（和田都市計画課長）>

区のものについては景観アドバイザーからアドバイスを受けていますが、国や都のものについては、なかなか浸透しておりません。都の事業者についても、区に相談したいという通知を出させていただきたいと考えています。

<中野委員>

建築系では、割と色彩やデザインの勉強をしていますが、土木系は色彩の教育を受けていないことが多く、色彩感覚については少しおかしいかなというケースが日本全国で発生してきました。職場研修など職場で意識を高めていただくことが一番良いのかもしれませんが、現在は景観アドバイザーが孤軍奮闘されています。組織の中で色の意識が高い職員を醸成するなどレベルアップしていくと、区民も満足する色彩やデザインになると思います。色彩に関する論争は公にすると区民の意識も高まります。

<岡本委員>

GTS のモニュメントについては、実際に設置する前に周知活動はしていたので、通

すところは通したと思います。源森橋のモニュメントについては、私はセーフだと思います。作る側も設置されるからには、その場所に愛されたいでしょう。嫌われたくないと思うので、設置前に地域の方と話し合う機会があれば勉強になると思います。

<伊丹委員>

モニュメントはひとつのきっかけであり、届出や協議の対象規模以外に、どういう風に網をかけるプロセスがあるのでしょうか。

<中野委員>

この件については地元で議論してもらいたいと思います。

<篠崎委員>

今の枠組みの景観行政がうまく行っているのかどうか。例えば今の景観アドバイザー制度で、アドバイザーが指導してなにかしら修正や変更を行って実際に完了したものを見たらやっぱり良くなっているとか、そういうちょっとしたものでいいので成功例や指導した結果がどう反映されているのかをまとめた資料等を作成したほうが良いと思います。

<事務局（和田都市計画課長）>

今回は数字だけの報告にとどまっておりますが、今後はどう指導してどう変わったかをご報告させていただきたいと思います。データベース化する必要性はあると考えています。

<谷内委員>

これから墨田区さんと一緒に考えていきたいと思っていることが2点ありまして、一点目は、点ではあっても地区のまちづくりと一体となった景観はどういう風に積み重ねていくのかということ、もう一点は川に架かる橋や管を支える構造物の色について

です。隅田川は東京都としても重要な景観軸として位置付けております。また吾妻橋の赤は賛否両論あります。地域の方いろんな話を積み重ねていきながら決めていかないといけないと感じたところです。

<鈴木委員>

隅田川の橋の色は昔の色に復活したのですか。

<谷内委員>

昔の色に戻したほうが良いというお話もあるのですが、昔の色は遡るとわからない橋が多く、作られた時がおそらくグレーか緑か、当時用意されている塗装の色がその辺りだと推測されております。一方、昭和50年代後半に著名橋ということで、東京都が地元の人とお話をしながら赤などに決めた経緯がありまして、そのほうが良いという方もいれば、創建当時のグレーや緑色に戻したほうが良いという議論もあります。また、景観行政団体が川の両岸で、台東区さんと墨田区さんのように違うような状況もあって、どのようなプロセスを経ていくのか、今後相談が出てくるかあると思いますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。以前、東京都の歴史的建築物の部会がありまして隅田川に架かる橋の塗り替えのルールも検討するよう宿題をいただいたところです。時間をかけて仕組みなどをつくっていかねばと思っています。

<岸委員>

隅田川の橋は、全部違う色に塗っているかと思います。以前景観審議会で両国橋の塗り替えについての議論が出まして、そのときも台東区・中央区・墨田区・東京都が協議をしなければならないのか、あるいは国道だから国交省も入るか、いろいろな議

論がありました。架かる橋は国と都との管轄になると思うので、その辺を調整して各自治体の審議会に声をかけていただいて協議をしていただきたいと思います。

<岡本委員>

川に架かる橋の色は、もし機会があれば地域の方が参加して決めるやり方ができれば一番良いのかなと思います。自分たちで決めた色なので、もし後から文句を言われれば自分たちで考えなければならないし、自分たちで責任を持ついい機会になるので、特定の人と決めてしまうのではなくて、地域の皆さんが参加する形で決めていけば、少なくとも色について各々が責任を持ち始めるのではないかと、そして色を考える一番良いきっかけになるのではないかと思います。住民の方の意識レベルが上がらないと、本当の良いまちづくりはできないと思います。

<伊丹委員>

この場もそうなのですが、3名区民という形でいますが、純粋に建築等の知識がない普通の区民は私だけでして、こちらの二人は建築士さんで多少バランスは取れている。バランスが取れている人だけで話したり、有識者の方だけで話したり、それではやはり地域の人の意見は汲み取れないと思います。だからと言って、地域の人ばかりでは脱線してしまうし、三位一体ではないですが有識者・専門家・地域の人、もうひとつ大事だと思うのは、こうゆう場に出てきて思うのですが、地域の人でも最近ゆとりがあって、特に東京の場合は、最近流入してきた人と何十年とそこに住んできた人の意識の温度差がすごく違うというのを感じます。いろんな人の意見をバランス良く

汲み取れるような会議体をつくっていただくことが、今後行政の方に一区民として期待することです。早め早めに近隣の方や色々な立場の人の意見を汲み取っていただきたいと思います。

<中野委員>

著名橋整備から20年近く経つのですが、参考までに、私は隅田川ルネッサンスの専門委員でもありまして、これから注目される事業が動き出すはずですが、大阪が水辺再生で脚光を浴びてきたのに影響されたのか、知事本局が調整役になって建設から都市計画・河川・観光、そして各区役所の観光課と地域の観光団体、さらに学識者・専門家が入って、隅田川に架かる橋や護岸で再整備する時期が来ている所については対策を講じていこうとしています。

それではこれをもちまして議論・質疑については終了させていただきます。では、事務局へお返しします。

<事務局（和田都市計画課長）>

今回の開催につきましては、案件が次第ご連絡いたします。よろしくお願い申し上げます。また、本委員会の現委員の皆様につきましては、5月31日までの任期となっております。案件の都合上、今期の開催が2回という大変少ない回数で申し訳ございませんでした。しかしながら、今日もお伝えしましたが、勧告というような難しい案件もございまして、皆様には大変難しいご審議をしていただいたと思います。とても感謝しております。ありがとうございました。

また6月1日より2年間新しい任期となりまして、6月以降に早めに開催させていただきたいと思っております。新たなメンバーになりますけれども、よろしくお願い

いたします。

＜中野委員＞

それでは、これをもちまして第6回景観
審議会を終了いたします。お疲れ様でした。